

大川市議会第5回定例会会議録

平成27年12月18日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	平	木	一	朗	10番	池	末	秀	夫
2番	古	賀	龍	彦	11番	水	落	常	志
3番	宮	崎	稔	子	12番	川	野	栄	美子
4番	龍		誠	一	13番	永	島		守
5番	馬	淵	清	博	14番	箴	島	か	おる
6番	石	橋	忠	敏	15番	岡		秀	昭
7番	石	橋	正	毫	16番	内	藤	栄	治
8番	遠	藤	博	昭	17番	福	永		寛
9番	吉	川	一	寿					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎					
副	市	長	酒	見	隆	司					
教	育	長	記	伊	哲	也					
会	計	管	理	者	田	中	嘉	親			
(兼)	会	計	課	長							
消		防		長	持	木	芳	己			
(兼)	総	務	課	長							
人	事	秘	書	課	長	中	島	久	幸		
総		務		課	長	石	橋	徳	治		
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	平 田 好 昭
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
監 査 事 務 局 長	古 賀 恭 治

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

- 1. 委 員 長 報 告
- 1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
- 1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（古賀龍彦君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第50号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について外6件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

おはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託をされておりました議案第50号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について外5件及び災害ボランティア割引制度に関する意見書提出を求める請願1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げたいと思います。

まず、議案第50号、議案第51号並びに議案第53号の3議案とも、久留米広域圏連携に伴うものであり一括にて審査いたしましたので、ここで御報告を申し上げます。

議案第50号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを御報告申し上げます。

これまで久留米市と協定書を締結し、定住自立圏の取り組みを推進してまいりましたが、地方自治法の改正により、新たな広域連携構想として連携中枢都市圏が示されたところであります。連携中枢都市圏は、定住自立圏で取り組んできたことでありまして、圏域全体の生活関連機能のサービス向上に加え、圏域全体の経済成長の牽引と、高次の都市機能の集積・強化の3つの分野で大川市と久留米市が連携協約を結んで事業を行っていくとのことであります。

次に、議案第51号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結については、新たに、久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結するに当たり、平成22年3月に締結した久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止するものであります。また、議案第53号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定については、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止するものであります。

委員からは、広域連携で取り組むことは非常によいことであるが、久留米市に飲み込まれないよう情報を密にしながらしっかりと取り組んでもらいたい旨の意見が開陳されたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、3議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げたいと思います。

説明によりますと、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、教育委員会が行う大川市就学援助規則による就学援助

の交付に関する事務について、新たに個人番号を利用できるようにするため、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容といたしましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用とともに、新たに法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供を追加規定し、本市の規則に基づく事務において市長部局と教育委員会部局との情報連携が速やかにできるよう改正するものであります。

委員からは、庁内の連携については、法第9条第2項で既に規定していると思うが、法第9条第2項と法第19条第9号との差異は何であるのかただしましたところ、法第9条第2項は市長部局の同一機関内での情報連携であり、部局が違う教育委員会では法第9条第2項の規定は適用できないため、速やかに情報連携が行えるように法第19条第9号を新たに追加規定したものである旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号 大川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御報告を申し上げたいと思います。

説明によりますと、本案の改正内容は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、税等の徴収に関する規定の中の、徴収猶予と換価猶予に関する一部事項について、地方分権を推進する観点から、自治体の条例に委任することになったため、所要の規定を整備しようとするものであります。また、さきの9月議会において、マイナンバー法の施行に伴い、市税条例の中に個人番号や法人番号等に関する所要の規定を整備したが、その後、総務省から地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、個人番号や法人番号に係る様式が定められたことに伴い、未施行の改正条例の一部を改正するものであります。

委員からは、今回の条例改正により、生活困窮者の方々に配慮のある内容となっているのかただしましたところ、税は公の債権であり納めていただくことを前提としているが、生活苦等により納められない方々については、実態等をお聞きし、分割納付や税の猶予等の規定も含めて、丁寧に説明していきたい旨の答弁がなされたところであります。

さらに委員からは、納付に対して行政と話し合いができる環境づくりや信頼関係を構築していただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第58号 平成27年度大川市一般会計補正予算についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算の補正であり、まず、各款に計上する人件費は、職員の人事異動等に伴い調整しようとするものであると。

総務費につきましては、ふるさと寄付金の増額が見込まれることに伴う、ふるさと基金積立金60,000千円、ふるさと寄付謝礼品カタログギフト事業委託料24,000千円、国県支出金等過年度分返還金19,872千円、選挙権年齢引き下げに伴う選挙人名簿システム改修業務委託料3,036千円が計上されております。

民生費につきましては、障害者自立支援給付費34,486千円、国民健康保険基盤安定繰出金34,045千円、公的介護施設等整備補助金5,460千円、保育所運営費委託料55,753千円、幼稚園・認定こども園施設型給付費50,708千円、ひとり親家庭等医療費助成費2,500千円が計上されております。

衛生費につきましては、不妊特定治療支援助成金700千円が計上されております。

農林水産業費につきましては、農地集積・集約化対策事業費補助金41,978千円、農業振興対策事業費補助金6,017千円、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金550千円が計上されております。

災害復旧費につきましては、平成26年度農業用施設災害復旧事業による事業損失補償費6,024千円が計上されております。

以上によりまして、今回の補正総額は、293,603千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、支出に見合う分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰越金をもって充当するとのことであります。

委員会ではまず、3款1項2目老人福祉費の公的介護施設等整備補助金の補助内容についてただしましたところ、介護施設のスプリンクラー設置に係る費用や火災報知機設置費用及び消防機関へ通報する装置設置に関する費用への補助金となっている。これまでスプリンクラー設置については、275平方メートル未満の施設に設置義務はなかったが、消防法施行令の改正に伴い、原則として宿泊を伴う介護施設等に設置が義務づけされたもので、2つの有料老人ホームが対象施設となっている旨の答弁がなされたところであります。

次に、3款2項1目ひとり親家庭等医療費助成費の医療費の内容についてただしましたところ、ひとり親家庭が増加したのではなく、受診件数がふえたことにより医療費が増加して

おり、原因については今後分析していきたい旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第1号 災害ボランティア割引制度に関する意見書提出を求める請願についての御報告を申し上げます。

本請願は、大規模災害発生時において多くのボランティアが被災地に赴きボランティア活動を行えるように、交通費や宿泊費の割引制度等の制定を強く要望するものであり、意見書を関係行政庁に提出いただきたいというものであります。

委員会では、本請願の願意は妥当なものであるとして、採決の結果、本請願は採択すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第50号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 大川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成27年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 災害ボランティア割引制度に関する意見書提出を求める請願を採決いたします。

本請願を総務委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は総務委員長報告のとおり採択されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第55号 大川市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、箆島かおる君。

○文教厚生委員長（箆島かおる君）（登壇）

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第55号 大川市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第55号 大川市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、大川市いじめ問題対策連絡協議会等3つの組織を設置し、必要な事項を条例で定めるものであります。

委員会では、主任児童委員を大川市いじめ問題対策連絡協議会の構成員にすることができないかただしたところ、関係機関である青少年育成市民会議の中に主任児童委員が入っておられるので、今後、相談していきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第56号 大川市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、市民の皆さんより大川市斎場での通夜使用の要望が多く寄せられていることから、市民サービスの向上のため、通夜での利用ができるように、使用時間や使用料等、所要の改正を行おうとするものであります。

説明によりますと、通夜の際の式場の使用時間については、午後5時から翌日の午前8時30分までとし、使用料については死亡者が死亡当時本市住民であった場合は1回15千円、市外住民の場合は1回25千円とするとのこととあります。

委員会では、今回の条例改正により指定管理者との契約はどうかただしたところ、指

定管理についてはことしが5年目となり来年度新しく指定管理者を指定しないといけませんが、今回の条例改正のため通常の手続よりおくれしており、今後、募集を行うことになる。基本的には貸し館としての利用となり、祭壇の設置や寝具の手配等は業者に依頼していただくことになるが、施設管理の関係で対応する人が必要になるため、午後5時から午前8時半まで宿直的な人員を配置することが指定管理の主な改正点となる旨の答弁がなされました。

また、通夜使用のための施設改修等の必要性についてただしたところ、できるだけ経費がかからないようにと考えているが、斎場は火葬の施設と通夜葬儀を行う施設とが一体となっているため、騒音などで互いに迷惑とならないよう、防音のためのドアの設置等、最低限の工事については来年度行いたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第59号 平成27年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の異動等による人件費の調整のほか、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金、国県支出金等過年度分返還金について補正しようとするものであり、これが財源といたしましては国庫支出金、療養給付費等交付金及び繰入金をもって充当するものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第60号 平成27年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の異動等による人件費の調整のほか、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う予算の組み替えをしようとするものであります。

委員会では、総合事業に移行する内容についてただしたところ、訪問介護と通所介護は総合事業でも現行相当サービスとしてそのまま移行し、平成27年度に大川市が始めた元気が出る学校は通所型サービスへ、元気クラブ、健診事業等については一般介護予防事業へ移行していく旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第64号 指定管理者の指定について、御報告申し上げます。

本案は、大川市養護老人ホーム明光園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明によりますと、指定管理者の選定に際しては、公募が原則であるが、これまでの経過を踏まえ、施設の性格や設置目的、業務の特殊性や専門性などから公募によることは困難と考えられる。現在の指定管理者である社会福祉法人大川医仁会においては、入居者である高齢者との信頼関係を築かれ、適切な管理運営に努められており、利用者本位に立ったサービスができるよう創意工夫されていることなどから、大川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項第7号に該当するものとして、今回も公募は行わないこととしたものであります。

委員からは、今後は、審査に際して、指定管理候補者の決定における判断基準等がわかるような資料も含めて議会に報告いただきたい旨の要望がなされたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第55号 大川市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 大川市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成27年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成27年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第57号 大川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第57号 大川市勤

労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第57号 大川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は国において、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係規定の整備を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、国の法律改正内容についてただしたところ、法律の名称が「勤労青少年福祉法」から「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改正されたこと、また新しい法律が、青少年の雇用の促進等を図ることを通して、その有する能力を有効に発揮することができるようにし、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的に法律改正がなされた旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細に審査を行い、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号 平成27年度大川市下水道事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は4月の職員の人事異動等に伴い、人件費の調整に要する経費2,961千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ592,039千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 平成27年度大川市上水道事業会計補正予算について、御報告申し上げます。

本案も職員の異動等による人件費の調整のため、1款1項、営業費用を4,903千円減額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費を77,316千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（古賀龍彦君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第57号 大川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成27年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成27年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時7分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（古賀龍彦君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、本市市議会議員永島守君外4名から、議案第65号 災害ボランティア割引制度の整備を求める意見書の提出についての意見書議案1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第65号 災害ボランティア割引制度の整備を求める意見書の提出についての以上1件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、先ほどの請願採択に伴うもので、その内容は明らかでありますので、議案の朗読及び提案理由の説明を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し、ただちに本会議で審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これから、ただいま議題となっております議案第65号 災害ボランティア割引制度の整備を求める意見書の提出についての以上1件について、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第65号 災害ボランティア割引制度の整備を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

8番遠藤博昭君、9番吉川一寿君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る7日に招集されて以来、議員各位には連日熱心に御審議を賜り、また、執行部におかれましても温かい御配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを衷心よりお礼申し上げます。

さて、5月の臨時会において議長に就任以来、議会運営におきまして、議員の皆様には御協力と御支援を賜り、心より厚く感謝申し上げます。また、執行部におかれましても、議会運営への御配慮を賜り、心より感謝申し上げます。

来年は地方創生元年となり、市勢発展のため、より一層の努力と研さんが問われるときだと感じている次第であります。今後とも、さらなる皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、今年も余すところ残りわずかとなりました。寒さも厳しくなりますので、皆様におかれましては、くれぐれもお体を御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして、御挨拶といたします。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。
鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には提案いたしました議案について慎重に御審議の上、御議決をいただき厚くお礼申し上げます。

また、皆様からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては十分に尊重し、執行部一丸となって大川市の発展に努めてまいる所存でございますので、今後とも、議員の皆様のお理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ことしも残すところあとわずかになりましたが、皆様には健康に留意され、健やかな新年を迎えられますようお祈り申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。どうも

ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

ありがとうございました。

これにて平成27年第5回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 古賀龍彦

大川市議会議員 遠藤博昭

大川市議会議員 吉川一寿